

保護者様

板橋区教育委員会

## 板橋区就学援助制度の特例判定のお知らせ（小学校入学前用）

この特例は、令和6年6月までの判定に適用されます。
---------------------------

板橋区では、お子さんが学校で楽しく過ごすことができるよう、経済的にお困りのご家庭に対して、学校でかかる費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

申請したが認められなかった方でも、令和5年中の所得が激減した特別のご事情がある方については、特例判定により、下記の条件に該当すれば、認定することができます。

**1 特例判定が可能な対象者（令和5年中の所得が激減した特段のご事情がある方）**

- (1) 経営している会社が倒産した方
- (2) 会社都合による退職・解雇された方
- (3) 病気又は怪我で働けなくなった方

**2 所得基準額**

上記(1)～(3)の方については、令和5年の世帯の所得合計（令和5年1月から令和5年12月まで）が、所得基準額未満であることが条件となります。ただし、不動産の売却等による一時的な所得は判定から除きます。

なお、所得は、年間収入金額とは異なりますので、ご注意願います。ご家族の人数と年齢等により所得基準額が異なりますので、下表は目安と考えてください。

**所得基準額（目安）**

世帯員	家族構成例	所得基準額
2人	親1人、子1人	約263万円
3人	両親、子1人	約334万円
4人	両親、子2人	約389万円
5人	両親、子3人	約459万円
6人	両親、子4人	約487万円

## 必要書類

### ◇ 必ず提出していただく書類

#### ア 申立書

- ・区ホームページ（『就学援助（小学校入学準備金の入学前支給について）』）からダウンロード

- ・学務課学事係（板橋区役所北館6階14番窓口）に置いてあります。

※特例判定を希望するお子様1人につき1枚提出してください。

#### イ 令和5年の世帯の所得合計（令和5年1月から令和5年12月まで）がわかる書類

- ・（給与所得のみの方）源泉徴収票、確定申告書の控え

※表面1の対象者以外にも所得がある世帯員の書類提出が必要です

※失業手当・傷病手当・育児休業手当も判定に含みます

### ◇ 対象者（表面1）のうち（1）～（3）に該当する方が必要な書類

（1）～（3）にあてはまる事情に応じて、下記のいずれかの書類が必要です。

- ・事業廃止証明書等の退職、倒産の事実がわかる書類
- ・会社都合による退職がわかる書類
- ・診断書等休職の事実がわかる書類

※失業手当・傷病手当・育児休業手当も判定に含みますので、受給関係書類の提出もお願いいたします。

## 申立期間

郵送：令和6年4月18日（木曜日）消印有効

窓口：令和6年4月19日（金曜日）17時まで

## 申立書等の提出先

- ・学務課学事係（板橋区役所北館6階14番窓口、郵送可能）

担当 板橋区教育委員会事務局学務課学事係

〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 板橋区役所6階

電話 03-3579-2611 FAX 03-3579-4214

メールアドレス k-gakuji@city.itabashi.tokyo.jp